

## 平成26年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成27年2月27日（金）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 国民が参加しやすい裁判員制度について

出 席 者

（委員）石井精二，大橋絵理，川崎満博，黒岩秀文，田中俊次（委員長），  
波多野徹，原口憲二，藤野晃俊，宮本聡（五十音順，敬称略）

（事務担当者）伊藤事務局長，請園民事首席書記官，東刑事首席書記官，摩尼総務  
課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 委員長選任

委員長に，田中委員（長崎地方裁判所長）を選出した。

第4 議事

- 1 制度施行後5年の裁判員裁判実施状況説明（東刑事首席書記官）
- 2 裁判所における広報の概要説明（摩尼総務課長）
- 3 意見交換

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：事務担当者と表示）

- まず，経営者の方に，例えば一週間や一，二か月間，従業員を裁判員として参加させることができるか実情をお伺いしたい。
- 議論の前提として，選任手続期日に呼び出される際に，職務従事期間は示されているのか。
- 呼出状に職務従事期間が記載されている。
- 離島や遠方の候補者に対し，日当や宿泊費が支払われることはお知らせし

ているのか。また、それらはいくらか。

- 宿泊料が支払われる裁判員候補者には、呼出状にその旨を表示してお知らせしている。また、日当の額は1日あたり8000円以内、宿泊費は長崎の場合7800円である。
- 宿泊は認められるのか。
- 交通の便や時間などの基準に該当すれば宿泊が認められる。また、離島の場合は、飛行機やジェットフォイルの利用が認められる。
- 裁判員に選任されなかった場合、日当額に違いはあるのか。
- 裁判員候補者の日当は1日当たり8000円以内だが、午前中に選任手続が行われ、2時間以内に手続が終わった場合、選任されなかった方の日当は4710円である。裁判員・補充裁判員に選任された場合は、時間に応じて1日当たり1万円以内で決められる。
- 休暇中に代替職員が必要となった場合、その費用は支払われるのか。
- 支払われない。
- 会社の規模や従業員の数にもよると思うが、我が社の場合は、10日間程度なら従業員が休んでも支障はない。ただ、三、四人しか従業員がいない会社は大変だと思う。ある程度の人数がいれば、あとは経営者が裁判員への参加は国民の義務であると割り切ることができるかどうかだと思う。
- 業種によっては、参加が困難な時期があると思うが、あとは経営者の意識の問題が大きいと思う。最近、裁判員制度施行5周年ということで裁判員制度の話題を耳にする機会もあったが、制度導入前後に比べると、ずいぶんと見聞きすることが少なくなった。毎年、何らかの働きかけを続けていくことが大切ではないかと思う。
- 管理職として、部下職員が一定期間職場を離れることについては、いかがお考えか。
- 放送局には様々な部署があるので一概には言えないが、会社としては、

基本的に協力する姿勢で臨んでいる。ただ、融通が利く部署であれば、会社の方針に従って対応することもできるが、部署によっては、不可能なケースもあると思う。例えば、私は報道を担当しているが、人数にゆとりがある訳ではなく、大きな事案や裁判が予定されている場合は、担当者を業務から外すことは厳しいと言わざるを得ない。

- 市役所では、職員が候補者に選ばれた場合、特別休暇を認めている。裁判員になることは国民の義務なので、仕事が忙しいというだけでは辞退理由にならないと思っていたが、先ほどの説明を聞いて、辞退者が多い点が気になった。
- 単に仕事が忙しいというだけでは辞退は認められないが、重要な会議があって自分が出席しなければ会議が進まないとか、その日に休むと解雇されるなど具体的な理由が書いてあれば認めざるを得ない。
- 例えば、事前に休暇の時期が分かっている産休などのように、裁判員裁判もあらかじめ日程が決まっているので、社員が休暇を取得できるよう会社が準備を整えておくことは可能か。
- 日程が分かっていれば、経営者としては参加できるよう協力したい。
- 少し視点は違うが、裁判員裁判を傍聴して、改めて司法に関わる方々の職責の重さを実感した。先ごろ最高裁判所が裁判員裁判の量刑について判断していたが、もしも自分が過去の判例等を知らずに裁判員になったとき、果たして正当な判断ができるのだろうかと不安を感じたので、その点も候補者が辞退を選択する原因の一つかもしれないと思う。この委員会では、物理的な問題を議論しているが、候補者になったから参加して下さいというだけでは解決しないのではないかと感じる。裁判員制度とは国民の良識を裁判に反映させる制度で、あなたの市民感覚が必要なんだという制度の出発点の理解を求める広報をやる必要があると思う。
- 最近、死刑判決が最高裁で覆されており、何のために市民が参加してい

るのだという批判も聞かれるところだが、この点をどうお考えか。

- 裁判員が判断するときに、過去の判例を示してもらえると誤差が埋まると思う。
- 過去の判例はデータがあって、きちんと説明していると思う。問題は、国民の司法参加の形だと思う。例えば、アメリカの陪審制度は、量刑まで判断しない。ヨーロッパには参審制度があって、日本の裁判員制度はその両方を取り入れたような形になっている。一般市民が量刑を判断するのは大変だとか死刑を言い渡すのはあまりにも酷だというのであれば、陪審制度のように、市民は有罪無罪だけを決めて量刑は裁判官が決める、有罪無罪の判断に必要なない証拠は見なくてもいいという方向に制度設計を見直すという道もあり得ると思う。
- 市民にとって量刑を決めるのは重い。量刑判断はプロに任せるべきだと思う。
- そういう声が大きくなれば、制度設計を見直すこともあると思う。そもそも司法制度改革審議会としては、国民一人一人にもっと主権者として積極的に司法に参加してほしいのだと思う。国民がそれを担えるだけのレベルに来ているのかという問題なのだと思う。
- 裁判員が証拠で凄惨な写真を見た後、精神的に不安定になった例があったと思うが、その点は今後どうなるのか。
- 裁判員等の精神的負担軽減については、証拠の採否を決める段階で、精神的負担を与えるおそれのある証拠を必要最小限にするようにし、採用する場合でも、選任手続の段階で写真の存在を伝え、精神的に不安を持っている方は遠慮なく申し出るよう伝えている。また、審理中においては、遺体の写真を示す前に、検察官において必ず予告を行い、なるべく負担にならないよう配慮をしている。
- 検察官としては、証拠はそのまま見てもらわないと正しい判断をするこ

とができないのではないかという考えが根本にある。ただ、裁判員のみなさんに過度の刺激を与えるのは良くないので、出すものは絞っているし、証拠を示す前に、今からこういう画像が出るのでそのつもりで見てくださいという告知もしている。

- 遺体写真の問題にしても死刑判決が覆されていることにしても、一般市民が刑事裁判に参加することへの障害と受け止められていると思う。この点も含め、裁判員裁判に参加しやすくするために、改善・工夫すべき点はないか。
- 先ほどの説明資料によると、候補者名簿に記載されると50パーセント以上の確率で候補者になり、辞退者等を除いた36.49パーセントの人に呼出状が送付される。そして、実際に選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者は約20パーセントになる。名簿に登載されると、かなりの確率で期日に呼び出されるという結果になっていることを、もっと周知すべきだと思う。呼び出しを受けても、自分は選ばれないだろうと思い、仕事の調整をせずに来ている人も多いと思うが、この数字を見れば、事前に調整をして来るのではないかと思う。
- 従業員が参加を迷っているときに、管理職が参加を後押しすることは可能か。
- 組織の風土次第だと思う。
- 管理職の参加は、一般社員の参加よりも難しいことか。
- その時の仕事次第であり、一概には言えない。
- 専門職で、その人がいないと仕事がストップしてしまうような場合だと支障があるかもしれない。
- 支障があったとしても、三、四日だったら何とかなるものか。
- インフルエンザの場合は5日間休むことを考えると、許容範囲内だと思う。
- こんなことをやってみてはどうかという御意見はないか。
- 長期的には、法教育を学校のカリキュラムに組み込んで、裁判員になるこ

とは国民の義務なのだということを子ども達に教えることが大事だと思う。

○ 広報活動として、模擬裁判などの体験を続けていくことが大切だと思う。

□ 貴重な御意見をありがとうございました。

## 第5 次回期日及び協議テーマについて

### 1 次回期日

平成27年10月16日（金）午後1時から

### 2 次回協議テーマ

追ってお知らせする。